

2020年4月20日

新設分割にかかる事前開示書面

北九州市八幡西区東王子町5番15号
株式会社 YE DIGITAL
代表取締役社長 遠藤 直人

当社は、2020年4月10日付で作成の新設分割計画書に基づき、2020年7月1日をもって新たに設立する株式会社アイキューブデジタル（以下、「新設分割設立会社」という。）に対して、当社が保有するIoTソリューション事業のうち、工場自動化に関する事業（以下、「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。本件新設分割に関して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙「新設分割計画書」のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して、普通株式10,000株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付します。

本件新設分割による当社の純資産に変動がなく、新設分割設立会社の発行する全ての普通株式を当社が取得しますので、新設分割設立会社が交付する株式の数については、当社が任意に定めることができるものと認められるところ、本件新設分割の目的に鑑み、新設分割設立会社による管理の効率性を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金の額の相当性に関する事項

新設分割設立会社の資本金および準備金については、今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 最終年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

4. 本件新設分割後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

- ① 当社の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金9,103,022千円及び金5,640,779千円であり、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にありと判断しております。
- ② 本件新設分割後は、新設分割設立会社に承継される債務の全てについて、重畳的債務引受けをすするものといたします。
- ③ 本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ④ 以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

本件新設分割後における新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上

新設分割計画書

株式会社 YE DIGITAL（以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社アイキューブデジタル（以下「乙」という。）に対し、甲の営む IoT ソリューション事業のうち、株式会社安川電機（以下「安川電機」という。）の製品が関係する工場自動化に関する事業及び安川電機からの受託開発事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継させるため新設分割（以下「本件会社分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。なお、乙の本店の所在場所は福岡県北九州市小倉北区米町二丁目1番21号とする。

第2条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役

取締役 竹原 正治

取締役 遠藤 和雄

取締役 玉井 裕治

なお、乙の代表取締役は竹原 正治とする。

（2）設立時監査役

監査役 菅原 隆之

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、2020年2月29日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務については、別紙2「承継権利義務一覧」に記載のとおりとする。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条（本件会社分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式10,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の資本金および準備金の額は以下のとおりとする。

- （1）資本金の額 金 50,000,000 円
- （2）資本剰余金の額 会社計算規則の規定に従い甲が定める
- （3）資本準備金の額 金 50,000,000 円

第6条（新設分割設立会社の成立の日）

乙の成立の日（以下「成立日」という。）は、2020年7月1日とする。ただし、甲は、手続きの進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条（簡易新設分割）

甲は、会社法第805条の定めにより、本計画書につき株主総会の決議による承認を受けることなく、本件会社分割を行う。

第8条（本計画書の変更等）

甲は、本計画書の作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画書を変更し、または本件会社分割を中止することができるものとする。

第9条（本計画書の効力）

本計画書は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合または前条の定めに従い本件会社分割を中止した場合には、その効力を失う。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従い決定する。

2020年4月10日

北九州市八幡西区東王子町5番15号
株式会社 YE DIGITAL
代表取締役社長 遠藤 直人

別紙1（定款）

定 款

株式会社アイキューブデジタル

定 款

制定：2020.7.1

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、株式会社アイキューブデジタルと称し、英文では、i3 DIGITAL CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 情報システムに関する次の業務
 - (1) 機器、システムの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売
 - (2) 業務、サービスの受託
 - (3) ソフトウェア開発の受託および開発ならびに販売
 - (4) ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入
- 2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- 3 前各号に関連して使用される周辺機器、付属品、部品、消耗品の販売、リース、賃貸ならびに輸出入
- 4 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育
- 5 前各号に付帯関連する一切の事業

(本 店)

第3条 本会社は、本店を北九州市におく。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

(公 告)

第5条 本会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

② 本会社は、株式に関する株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 本会社の発行する全部の株式は、その譲渡による取得について取締役会の承認を要する。

(株主割当による募集株式発行)

第8条 本会社は、株主に募集株式の発行等を行う場合は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨、募集事項および募集株式の引受けの申込みの期日を取締役会の決議によって定めることができる。

(基準日)

第9条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれにあたる。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる

多数をもって行う。

(議事録)

第 13 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、その原本を 10 年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第 14 条 本会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 15 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してなすことを要する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(役付取締役および代表取締役)

第 16 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 18 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(招集)

第 19 条 取締役会を招集するには、会日より 5 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第 20 条 取締役会の議長については、第 10 条を準用する。

(決議方法)

第 21 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 22 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役および監査役が記名押印のうえ、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役

(定 員)

第 24 条 本会社の監査役は2名以内とする。

(監査役の権限)

第 25 条 監査役は会社法第381条に基づき取締役の職務の執行を監査し、また業務および財産の状況を調査する。

(選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 28 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 29 条 本会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 30 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して支払うものとする。

(中間配当)

第 31 条 本会社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主に
対し、中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。

附 則

(設立に際して発行する株式の総数)

第 33 条 本会社の設立に際して発行する総数は、次のとおりである。
発行する株式の総数 普通株式 10,000 株

(成立後の資本金)

第 34 条 本会社の成立後の資本金の額は金 5,000 万円とし、資本準備金の額は金 5,000 万円とする。

(最初の事業年度)

第 35 条 本会社の最初の事業年度は、会社成立の日から 2021 年 2 月 28 日までとする。

(設立時代表取締役)

第 36 条 本会社の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は、つぎのとおりとする。

設立時取締役 竹原 正治
設立時取締役 遠藤 和雄
設立時取締役 玉井 裕治
設立時代表取締役 竹原 正治
設立時監査役 菅原 隆之

(会社法およびその他の法令の適用)

第 37 条 本定款に規定の無い事項は、すべて会社法および会社法の施行に伴う関係法律に
関する法律その他の法令によるものとする。

(附則の削除)

第 38 条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結のときをもって削
除する。

以 上

別紙2（承継権利義務一覧）

成立日において、乙が甲から承継する資産、負債、契約及びこれらに付随する権利義務については次のとおりとする。

1. 承継する資産

乙に承継する資産（以下「承継資産」という。）は以下のとおりとする。

（1）流動資産

成立日における本件事業にかかる売掛金、仕掛品。

2. 承継する負債

乙に承継する負債（以下「承継負債」という。）は以下のとおりとし、承継負債以外の負債は承継しないものとする。

（1）流動負債

成立日における本件事業にかかる買掛金。

3. 雇用契約等

（1）雇用契約

成立日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されない。甲は、成立日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させる。当該出向者の出向に関する条件は、甲および乙にて協議のうえ別途定める。

（2）その他

甲と安川電機労働組合YDC支部との間で成立日において締結している労働協約（規範的部分に限る）

4. その他の権利義務

成立日における、本件事業にかかる契約の契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務（承継資産・承継負債にかかる契約を含む）。

5. 許認可等

乙は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以上